

裁判所職員総合研修所規程（原文は縦書き）

平成十六年三月三十一日最高裁判所規程第二号

改正 令和四年一月二十六日最高裁判所規程第一号

裁判所職員総合研修所規程を次のように定める。

裁判所職員総合研修所規程

第一章 総則

（裁判所職員総合研修所の事務）

第一条 裁判所職員総合研修所における裁判官以外の裁判所の職員（以下「裁判所職員」という。）の研修（研究を含む。以下同じ。）並びに裁判所書記官及び家庭裁判所調査官の養成の事務は、次の三部に分けて行う。

裁判所書記官研修部

家庭裁判所調査官研修部

一般研修部

2 裁判所書記官研修部の事務は、裁判所書記官及び裁判所速記官の執務に必要な理論及び実務に関する研修並びに裁判所書記官の養成とする。

3 家庭裁判所調査官研修部の事務は、家庭裁判所調査官の執務に必要な理論及び実務に関する研修並びに家庭裁判所調査官の養成とする。

4 一般研修部の事務は、前二項に掲げる研修を除く裁判所職員の研修とする。

第二章 研修

（研修に関する事項の決定）

第二条 前条第一項の研修については、研修の期間、場所、研修に参加する者その他の重要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

2 前項に定めるものを除いて、研修に関し必要な事項は、裁判所職員総合研修所長がこれを定める。

（研修計画の大綱の申出）

第二条の二 裁判所職員総合研修所長は、毎年三月三十一日までに、翌年度の研修計画の大綱を定め、これを最高裁判所長官に申し出なければならない。

（結果等の報告）

第三条 裁判所職員総合研修所長は、研修を終えた者の氏名及び研修の結果を最高裁判所長官に報告しなければならない。

第三章 養成

（裁判所書記官養成課程）

第四条 裁判所書記官研修部における裁判所書記官の養成は、裁判所書記官養成課程として、次の二部に分けて行う。

第一部

第二部

2 第一部は、行政職俸給表(一)の準用を受ける裁判所事務官であって、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学のうち短期大学を除く他の大学（以下「大学」という。）の法学部若しくは最高裁判所がこれに準ずるものと認める学部を卒業したもの又は最高裁判所がこれらに準ずるものと認める学歴若しくは資格を有するものについて行う。

3 第二部は、行政職俸給表(一)の準用を受ける裁判所事務官であって、次の各号のいずれかに該当するものについて行う。

一 大学の法学部若しくは最高裁判所がこれに準ずるものと認める学部以外の学部若しくは学校教育法による短期大学を卒業した者又は最高裁判所がこれらに準ずるものと認める学歴若しくは資格を有する者

二 最高裁判所が学校教育法による短期大学を卒業した者と同等以上の学力を有するものと認める者

三 第一部において養成を行うものとされている学歴又は資格を有する者で、最高裁判所が別に定めるもの

(家庭裁判所調査官養成課程)

第五条 家庭裁判所調査官研修部における家庭裁判所調査官の養成は、家庭裁判所調査官養成課程として、家庭裁判所調査官補について行う。

(養成課程のための入所)

第六条 裁判所書記官養成課程及び家庭裁判所調査官養成課程は、裁判所職員総合研修所に入所させて行う。

2 最高裁判所は、裁判所職員総合研修所に入所させる者を裁判所書記官養成課程第一部、同第二部及び家庭裁判所調査官養成課程に分けて指名する。

3 前項の指名のうち裁判所書記官養成課程第一部及び同第二部に入所させる者の指名については、最高裁判所が別に定める裁判所職員総合研修所入所試験の結果に基づいて行う。

(入所の期間)

第七条 前条の入所の期間は、裁判所書記官養成課程第一部については一年、同第二部及び家庭裁判所調査官養成課程については二年とする。ただし、特に必要があるときは、最高裁判所は、これと異なる期間を定めることができる。

(実務修習の委託)

第八条 裁判所職員総合研修所長は、前条の入所の期間のうち、養成の目的を達成するために必要な期間、高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所に委託して、第六条の規定により裁判所職員総合研修所に入所した者（以下「研修生」という。）に実務の修習を行わせることができる。

2 裁判所職員総合研修所長は、前項の規定により委託を受けた裁判所の長に、研修生の実務の修習の態度、成績その他参考となる事項について報告を求めることができる。

(宣誓)

第九条 研修生は、裁判所職員総合研修所に入所するに当たり、誠実に裁判所職員総合研修所における養成課程を修め、将来裁判所書記官又は家庭裁判所調査官としてその職責を果たすべきことを宣誓しなければならない。

(研修生の指導監督)

第十条 裁判所職員総合研修所長は、入所中の全期間を通じて、研修生に対し、養成の目的を達成するために必要な指導監督を行う。

(養成課程修了の判定)

第十一条 裁判所職員総合研修所長は、研修生が第七条の入所の期間を終えるに当たり、当該研修生の入所中の成績、修習の態度その他裁判所書記官又は家庭裁判所調査官として必要な能力及び資質に係る事情を総合考査して、第四条又は第五条のいずれかの養成課程をすべて修了したものとするかどうかを判定する。

2 裁判所職員総合研修所長は、前項の規定により判定をするに当たり、試験を行うとともに、当該研修生に対する授業を担当した裁判所職員総合研修所教官の意見を聴くものとする。

3 裁判所職員総合研修所長は、第四条又は第五条のいずれかの養成課程をすべて修了したものとすることができないと判定した者に対し、第七条の入所の期間の終わった日から六箇月を経過した後、一回に限り、追試験を実施し、その結果及び第一項に定める事項を総合考査して、第四条又は第五条のいずれかの養成課程をすべて修了したものと判定することができる。

4 裁判所職員総合研修所長は、第一項又は前項の規定により判定をしたときは、資料を添えて、当該研修生の氏名及び判定の結果を最高裁判所長官に報告しなければならない。

(退所)

第十二条 最高裁判所は、研修生に次に掲げる事由があるときは、退所を命ずる。

一 研修生としての品位を汚し、又は裁判所職員総合研修所の秩序を乱す行状があったとき。

- 二 修習の態度が著しく不まじめなとき。
- 三 成績が悪く、修了の見込みがないとき。
- 四 病気のため修習に堪えないとき。
- 五 前四号のほか、修習を継続させることが相当でない認められる特別の事情があるとき。
- 六 本人から願出があったとき。

(養成に関する事項の決定)

第十二条の二 第四条から前条までに定めるものを除いて、養成に関し必要な事項は、裁判所職員総合研修所長がこれを定める。

第四章 雑則

(裁判所職員総合研修所長への委任)

第十三条 この規程に定めるもののほか、裁判所職員総合研修所に関し必要な事項は、裁判所職員総合研修所長がこれを定める。

附 則

1 この規程は、裁判所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八号）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

2 裁判所書記官研修所規程（昭和二十五年最高裁判所規程第十二号）及び家庭裁判所調査官研修所規程（昭和三十二年最高裁判所規程第一号）は、廃止する。

3 この規程の施行の際現に裁判所書記官研修所の養成部第二部の研修生である者は、その時において裁判所職員総合研修所の裁判所書記官養成課程第二部の研修生となるものとする。この場合において、当該研修生が裁判所書記官研修所の養成部第二部においてした修習は、裁判所職員総合研修所の裁判所書記官養成課程第二部における修習とみなす。

4 この規程の施行の際現に家庭裁判所調査官研修所の養成部の研修生である者は、その時において裁判所職員総合研修所の家庭裁判所調査官養成課程の研修生となるものとする。この場合において、当該研修生が家庭裁判所調査官研修所の養成部においてした修習は、裁判所職員総合研修所の家庭裁判所調査官養成課程における修習とみなす。

5 裁判所書記官研修所規程第八条第二項の規定による指名は、この規程の第六条第二項の規定による指名とみなす。

附 則（令和四年一月二十六日最高裁判所規程第一号）

この規程は、令和四年一月二十八日から施行する。